



進路だより

令和6年1月25日

出願状況の発表と出願変更について【重要】

公立高校への願書提出が終了しました。自己推薦の受検票は1月29日(月)まで、一般の受検票は2月14日(水)までに、中学校に届く予定です。入試日が近くなったら配付しますので、それまでは中学校の方で大切に保管します。

また、明日26日(金)は、公立高校入学者選抜の出願状況の発表日(出願変更状況の中間発表は1月31日(水))です。公立高校の出願変更受付期間は、1月29日(月)～2月2日(金)の9:00～16:30(最終日のみ16:00)です。そのため、校内の出願変更受付期間を**1月29日(月)～2月1日(木)17:00まで**としています。出願変更を行う場合は、校種によって手続手順等が異なりますので、**【公立高校の出願変更手続の大まかな流れ】**と**【出願変更ケースによる手続の流れ(裏面)】**をよく御確認ください。

【公立高校の出願変更手続の大まかな流れについて】

※出願変更は1回だけ認められています。

1. 保護者の方から、担任へ連絡をいただきます。
(生徒からの申し出だけでは、手続を進めることができませんので、御注意ください。)
2. 保護者の方に中学校へ来校していただき、生徒と一緒に出願手続依頼書の訂正を行い、最終確認を行います。(出願手続依頼書を訂正していただきますので、印鑑を御持参ください。また、来校時間帯によっては、授業を抜ける場合もあります。)
3. 出願変更に関わる書類を作成していただきます。
4. 保護者の方には、当初出願した高校に行ってください、書類を提出していただきます。手続を終えたら、高校から渡された書類を中学校に提出してください。
5. 当初出願高校から交付された書類の確認が済みしたら、変更先の高校へ書類を提出していただきます。手続を終えたら、高校から渡された書類を中学校に提出してください。

※出願変更に関わる書類の保護者署名欄は、願書と同一の氏名を署名することになりますので、**願書に署名された方**が手続にお越しくください。

※「出願先高校→変更先高校」が「道立→市立」「市立→道立」の場合は、願書を書き直す必要があります。また、入学検定料(入学手数料)の還付手続を行うため、銀行口座番号や名義等が分かるものを御持参いただきます。

注意

【市立 → 道立へ変更する場合】

市立高校から道立高校へ出願変更をする場合は、上記**【公立高校の出願変更手続の大まかな流れ】**の**1. 2. 3**を行った後に、WEB上のオンライン出願取り下げ受付フォームから「申請の取り下げ」を行っていただくこととなります。その後、**【公立高校の出願変更手続の大まかな流れ】**の**4. 5**を行っていただきます。併せて、「入学手数料返金の取り扱いについて」も御一読ください。

「令和6年度 札幌市立高校入試者選抜 WEB出願マニュアル (p.41～)」の手順に従って行ってください →



【出願変更ケースによる手続の流れ】 出願変更をする際は、最初に中学校へ御連絡ください。来校日時等の御相談をさせていただきます。

出願変更のケース	家庭で用意するもの	校内の手続で していただくこと	当初出願した高校で していただくこと	変更先の高校で していただくこと
①当初出願校内で学科の変更 例) 札工(建)→札工(土) ※第一志望の変更のみ可能	・訂正印	・「出願手続依頼書」を訂正 ・「出願変更願」を作成	・「出願変更願」を提出 ・「出願変更承認書」を受け取り、中 学校へ提出	
②道立→道立の変更 市立→市立の変更 例) 南→月寒	・訂正印 ・郵送料 (高校から請求される場合あり)	・「出願手続依頼書」を訂正 ・「出願変更願」を作成	・「出願変更願」を提出 ・「出願変更承認書」を受け取り、中 学校へ提出 ※郵送料を請求される場合あり	
③市立→道立の変更 例) 平岸→白石	・訂正印 ・受検料分の収入証紙 ・(中学校に連絡後) WEB 出願 サイトで出願取り下げ手続 を行う ・(道立) 入学願書を作成 ・郵送料 (高校から請求される場合あり)	・「出願手続依頼書」を訂正 ・「出願変更願」を作成 ・「入学願書(収入証紙・写真 貼付)」を作成 ・(市立高校への WEB 出願時 に) オンライン決済をしな かった場合は「還付金振込 口座申出書」を作成	・「出願変更願」を提出 ・(「還付金振込口座申出書」を提出) ・「出願変更承認書」を受け取り、中 学校へ提出 ※郵送料を請求される場合あり ※受検料払い戻しの場合あり	・「入学願書」、「出願変更 承認書」を提出 ・「入学願書受付票」を受 け取り、中学校へ提出
④道立→市立の変更 例) 月寒→平岸	・訂正印 ・(市立) 入学願書を用意、作成 (A4 片面印刷で 2 枚) →本日から札幌市公式ホーム ページにてダウンロード可能 ・振込済みの納付書・領収書 ・郵送料 (高校から請求される場合あり) ・銀行口座番号等が分かるもの (通帳等)	・「出願手続依頼書」を訂正 ・「入学願書(納付書・領収書・ 写真貼付)」を作成 ・「出願変更願」を作成 ・「検定料の還付について」を 作成	・「出願変更願」を提出 ・「検定料の還付について」を提出 ・「出願変更承認書」を受け取り、中 学校へ提出 ※郵送料を請求される場合あり	・「入学願書」、「出願変更 承認書」を提出 ・「入学願書受付票」を受 け取り、中学校へ提出

※出願変更のケース②③④の場合、手続完了後、高校間で書類の送付が行われるため、当初出願した高校から郵送料を請求される場合があります。

(道→道:470円/市→市:490円/市→道・道→市:434円)

※出願変更のケース③④の場合、「出願変更承認書」が返却される場合があります。その場合は高校から受け取り、中学校へ提出ください。中学校で確認後、出願者に返却します。

※出願変更のケース④の場合、御家庭で願書をダウンロード、記入したものを、中学校に提出していただきます。

※受検料の還付は、準備した口座に後日、振り込まれます。

【出願変更の場合の願書・入学検定料(入学手数料)の扱い】

	願書の提出	入学検定料(入学手数料)
道立→道立	不要	不要
道立→市立	新たに提出	必要 (新たに支払いが必要となり、金融機関での納入になります) ※道立高校に支払った入学検定料は還付されます。 → 銀行口座への振り込みとなりますので、銀行口座番号や名義等が分かるものを御用意ください。
市立→道立	新たに提出	必要 (新たに支払いが必要となり、収入証紙を購入していただきます) ※市立高校に支払った入学検定料は還付されます。 → オンライン決済により納入された入学手数料は取り下げが完了することで自動的に返金処理がされます。
市立→市立	不要	不要

※入学検定料(入学手数料)の納入方法は、市立が金融機関での納入、道立が収入証紙です。

【出願変更における注意点】

出願変更は、道内の公立高校受検者の権利です。権利ですから、出願変更は自分にとって「利」となる選択であってほしいと考えます。出願変更を考える場合は、「自分の進路実現のために必要な選択であるのか」「気持ちを切り替え、前向きに努力するために必要な選択であるのか」ということをしっかり考えてほしいと思います。出願変更をしたから合格しやすくなるというわけではありません。出願変更をした高校に合格して、いざ通ってみたら「思っていたのと違う」ということが起こるかもしれません。自分で悩んだ末の決断であれば、どのような形であれ、最後は納得できると思いますが、倍率などを見た一時の感情で決めてしまうのは性急ではないかと思います。これまで、出願先についてじっくりと考えてきたはずですから、出願変更の判断についてもじっくり考えてほしいと思います。安易な決断をして、後悔してほしくありません。自分の決断に自信と責任をもって行動するためにも、保護者の方や先生とよく相談して決められるとよいと思います。

(1)倍率について

1.1倍や1.2倍という数字は、各高校の募集人員(定員)に対して出願者がどの程度いるのかを示しています。しかし、小数第2位を四捨五入しているため、注意が必要です。また、募集人員が違う高校の倍率が同じ数字だとしても、実際の人数は異なります。情報(出願状況)を正しく理解してください。

(2)自己推薦選抜について

一般選抜より先に選抜される自己推薦選抜において、合格内定となった人の分だけ入学枠が減少します。また、自己推薦選抜において合格内定とならなかった人は再出願(高校受付期間:2月21日(水)~2月26日(月)/校内締切:2月22日(木))することができます。そのため、最終の出願状況は、3月1日(金)の再出願後の出願状況の発表までわかりません。